

第十回 参議院通商産業委員会會議錄第三十一号

昭和二十六年五月二十一日(月曜日)午前十一時四十六分開会

本日の会議に付した事件

○高圧ガス取締法案(内閣提出)

○ニッケル製錬事業助成臨時措置法案(内閣送付)

○委員長(深川榮左工門君) これより通産委員会を開会いたします。

高圧ガス取締法案を議題に供します。質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川榮左工門君) 異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方はそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお修正意見のおありの方はこの際にお述べをお願いします。

○栗山長夫君 私は高圧ガス取締法案の原案に對しまして、一部分のように修正をいたすことの提案をいたしたいと思ひます。

第七十條の中で「一回に限り」という字句を削除をいたしたいと存じます。右提案いたします。

○委員長(深川榮左工門君) ほかに御発言はございませんか。

○栗山長夫君 それでは、只今の修正並びにこの法案に對しまして意見を申述べたいと存じます。

先ず最初に、第七十條の修正に関する意見を申し上げます。この法律案が如何なる目的を以て成案をしようとして

いますかは、すでに政府において提案趣旨の説明の中において詳しく述べられておるのであります。私はかような意味におきましては、この法律案が一刻も早く可決になりまして、そして我が国の高圧ガスの進歩発達に寄與いたしまして、産業経済のために大いに貢献せられんことを期待してやまないものであります。ただ第七十條におきましては、原案に「学識経験のある者のうちから任命された会長及び委員の任期は、六箇月とする。但し、一回に限り、再任を妨げない」とあるのであります。第六十九條によりまして審議会の委員は三十名を限度にいたしております。而も政府の御説明によりまして、この関係行政機関の職員は三十名のうち約十名を予定せられておられます。残余の二十名は学識経験者の中から選ばれることになつておられるのであります。そういうことと、こ

ういうような学識経験者の委員会に占めまする発言力或いは審議会の審議を効果あらしめすためには、当然任期というものは非常に重要を帯びて参るのであります。私が修正案を提案いたしました第一の理由は、高圧ガスの保安に関する問題につきましては御案内の通り有機化学の分野に主としてあるものであります。非常な勢を以て只今進歩いたしつゝあるものであります。そうしてことういうような最も新、科学の粹を集めて行われまするところの問題につきましては、最も權威ある学識経験者がこの委員会に参加せられること

が望ましいと思ふのであります。然るに原案のごとくにその任期を六カ月といたしまして、而も一回に限り再任を妨げないということになります。せいでいざ一カ年を限つて再任できないこととなるわけでありまして、ことういうような場合にいたしまして、一カ年ごとに委員の更新をして参ると、この国内におきまして学識経験者として權威ある人はそんなに多数あられるわけではないと思ひますので、遂にはこの審議会の權威を保ち、そして高圧ガスの保安に関する十分なる効果を挙げまするやうな委員会の構成にも非常に差支えを生じて来るというやうなことが懸念されるわけでありまして、従つてこれを極言いたしするならば權威をだん／＼失墜いたしまして、形式的な機関に墮する虞れなしとしないのであります。ことういう観点からいたしまして、私どもは必要とありますならば何回でもこの審議会に席を持たれて、そして十二分に本法案の目的の達成のために協力を願う、ことういう意味におきまして私は一回限りという再任制限の規定を削除すべきであると考へたのであります。

それから第二の理由といたしましては、ことういう高度の技術を検討いたしまする委員会におきましては、その問題は必ずしも短期間を以てその全部を盡すことはできないのでありまして、六カ月、一年或いは二年というやうな

長期に亘りまして同一の方が専心これに協力願ひまして、初めてその完全なる結論を把握することができるとはならないかと思ひます。従いまして一つの案件を與えましてそれを数人の人が交替をいたしまして取上げるとことういうことになりまするといふこと、徒らに時日を遷延するのみでなく、その結論も又完全なるものを得られがなくなるのではないかと考へるのであります。従いまして私は、学識経験者として權利者の方が一つの重要な問題に取組まれまして、飽くまでも責任を以てその完全なる結論を出して頂く必要があるかと存するのであります。これも私が修正案を提案いたした重要な理由になるわけでありま

す。以上二点を以ちまして私の修正案提出に對する理由といたすわけでありま

すが、この七十條の修正事項を除きまして、そのほかの残余の全部につきましては私は賛成をいたすものであります。以上意見を申し上げます。

○委員長(深川榮左工門君) ほかに御発言はございませんか。……ほかに御意見もないやうでございますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川榮左工門君) 御異議ないものと認めます。それでは高圧ガス取締法案について採決をいたします。

先ず討論中でありました栗山君の修正案を議題に供します。栗山君提出の

修正案に賛成の方の御挙手をお願いいたします。

〔議員挙手〕

○委員長(深川榮左工門君) 全会一致でございます。よつて栗山君提出の修正案は可決されました。

次に只今採決されました修正にかか

る部分を除いて内閣提出にかかる高圧ガス取締法案全部を議題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方の御挙手をお願いいたします。

〔議員挙手〕

○委員長(深川榮左工門君) 全会一致と認めます。よつて高圧ガス取締法案は全会一致を以て修正議決されました。

なお本会議における委員長のお頭報告の内容は本院規則第四百四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容並びに本委員会における質疑応答の要旨、討論修正の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願ひたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川榮左工門君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますので本案を可とされる方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

栗山 長夫 廣野 清雄 広瀬 兵衛

○委員長(深川榮左門君) 他に御発言ございせんか。それでは本日はこの程度で閉会いたしたいと思います。御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○栗山真夫君 このニッケル製錬事業助成臨時措置法案は三月のときにも一応問題になっておつて、当時私も資料の整備をお願いしておいてそのまゝになつておると思います。今度正式に提案になつたわけでありますが、その点はこの前と同じように一つお願いしたいと思ひます。それからあといろいろありますが次回に譲ることになります。

○委員長(深川榮左門君) それではこれで散会いたしまして、午後は一時から公聴会になつておりますのでどうぞお含み置きをお願いいたします。

午後零時十一分散会

通商産業委員会

委員長 深川榮左門君

理事

廣瀬興兵衛君

古池 信三君

栗山 良夫君

結城 安次君

委員

小野 義夫君

上原 正吉君

小松 正雄君

島 清君

加藤 正人君

山川 良一君

駒井 藤平君

西田 隆男君

境野 清雄君

国務大臣

通商産業大臣 横尾 龍君

政府委員

通商産業省通 井上 尚一君

商振興局長

通商産業省通 長村 貞一君

商化学局長

資源庁長官 始関 伊平君

事務局側

常任委員 山本友太郎君

会専門員

五月十九日本委員会に左の事件を付記された。

一、鉱害災害防除費用庫補助早急交付に関する請願(第一七九五号)
一、石油および可燃性天然ガス資源の開発および確保に関する法律案
中一部修正に関する請願(第一八五六号)
一、沖繩に日本すぎ材輸入の陳情(第四〇八号)

第一七九五号 昭和二十六年五月九日受理
鉱害災害防除費用庫補助早急交付に関する請願
請願者 宮崎県議会議長 日高 弥一

紹介議員 三輪貞治君
宮崎県五ヶ瀬川の上流にある東洋鉱山所属見立鉱山の鉱しは、この水の度毎に五ヶ瀬川筋に連なる四箇市町村の田畑に流入し、二百町歩の不毛地と千三百町歩の地力減退を生じたほか、淡水魚類の生存その他人畜にじん大な影響を與えているから、関係町村の農業経営に万全を期するため、すみやかに鉱害災害防除費を国库補助せられたいとの請願。

第一八五六号 昭和二十六年五月十日受理
石油および可燃性天然ガス資源の開発および確保に関する法律案中一部修正に関する請願
請願者 新潟市白山新公園県庁分館三号室日本天然瓦斯協会新潟県支部内 根来勝外九名
紹介議員 小野義夫君
近く「石油及び可燃性天然ガス資源の開発及び理採に関する法律案」が上程される由であるが、同法案を水溶性メタン系天然ガスに対して全面的に適用することは、實際的に困難であるばかりでなく、通商産業局長の権限を規定し、鉱業権者を通商産業大臣に直結することは、手続の繁雑をきたす等不合理な点が多いから、水溶性メタン系天然ガスを本法より除外するよう同法律案の一部修正を実施せられたいとの請願。

第四〇八号 昭和二十六年五月九日受理
沖繩に日本すぎ材輸入の陳情
陳情者 那覇市沖繩群島議院内 知花高直
今次大戦によつて一切を失つた沖繩の復興は米軍当局の援助にもかかわらず毎年襲来する暴風雨のため、各面共にいちじるしくその進捗を阻害されている。ことに住宅の復興に必要な木材は材質、耐風、腐蝕、白蟻害、価格等沖繩の建築には適しない南方産ラワン材であるため、その復興をいちじるしく阻害されている現況であるから、沖繩の建築に最も適している日本すぎ材の輸入処置を講ぜられたいとの陳情。

五月二十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案

においては、第二條第三項の規定を準用する。

2 指定業者は、事業のための設備の工事を開始したとき、若しくはその工事が完成したとき、事業を開始したとき、又は事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(指定の取消及び失効)

第五條 通商産業大臣は、指定業者が前條第一項、次條又は第七條第一項の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、指定業者が第七條第一項の規定により積み立てた額が同項各号に掲げる額の合計額に達したとき、又はその事業を廃止したときは、その指定を取り消さなければならない。

3 第二條第一項の指定は、この法律の施行の日から四年を経過したときは、その効力を失う。

(販売価格)

第六條 指定業者は、政令で定める額をこえる価格でその生産したニッケルを販売してはならない。

(特別積立金)

第七條 指定業者は、その生産したニッケルを販売したときは、左に掲げる額の合計額(以下「積立基準額」という。)に達するまで、特別積立金として、一トンごとに政令で定める額を積み立てなければならない。

一 事業計画書に記載した設備であつて通商産業省令で定める製錬設備に該当するものの工事に要した費用の額の百分の九十に相当する額

二 事業計画書に記載した設備であつて通商産業省令で定める附帯設備に該当するものの工事に要した費用の額の百分の五十に相当する額

三 通商産業大臣が指定するニッケル鉱石の取得見込価格に事業を継続するために保有すること量を必要とするニッケル鉱石の数量を乗じて得た額

2 前項第三号のニッケル鉱石の数量は、ニッケル鉱石の輸入の見込及びニッケルの需給状況を考慮して、通商産業大臣が指定する。

3 指定業者は、事業のための設備の工事が完成した後、遅滞なく、工事に要した費用の額の明細書を添えて通商産業大臣に申請し、第一項第一号及び第二号に規定する費用の額の認定を受けなければならない。

(補償金)

第八條 国は、低廉且つ豊富なニッケルの輸入の見込、ニッケル鉱石の取得価格の高騰、長期にわたるニッケル鉱石の輸入の中絶の見込その他これに準ずる事由が発生したため、指定業者がこの法律の施行の日から四年以内に事業を廃止し、且つ、事業を廃止した時(以下「廃業時」という。)における前條第一項の特別積立金の額が左に掲げる額の合計額に達しないときは、予算に定める金額の範囲内において、その差額に相当する金額をその者に補償するものとする。

一 廃業時において当該指定業者が有する前條第一項第一号又は第二号に規定する設備の工事に要した費用の額からその設備を処分することにより取得すべき額を控除した残額(その設備に係る同項第一号又は第二号に規定する費用の額をこえるときは、その額)

二 廃業時において当該指定業者が有するニッケル鉱石の取得に要した費用の額からこれを処分することにより取得すべき額を控除した残額(これに係る前條第一項第三号に規定する額をこえるときは、その額)

2 前項の規定による補償金の交付は、指定業者が二以上あるときは、すべての指定業者が事業を廃止した後でなければ、してはならない。但し、この法律の施行の日から四年を経過した後は、この限りでない。

3 第一項の規定による補償金の交付を受けるべき者が二以上ある場合において、交付すべき額が予算に定める金額をこえるときは、各人に交付すべき額は、同項の規定により交付すべき額に応じて予算

に定める金額をあん分して得た額とする。

(補償金に対する課税上の特例)

第九條 指定業者であつた者が前條の規定による補償金の交付を受けた場合において、その有する事業のための設備及びニッケル鉱石について、その補償金に相当する額(補償金の交付を受けた日の属する事業年度以前の事業年度において、廃業時以後、当該事業のための設備及びニッケル鉱石の一部について帳簿価額の減額又は譲渡があつたときは、その補償金の額から当該減額の額又は当該譲渡のあつた資産の譲渡直前における帳簿価額を控除した額に相当する額)の帳簿価額の減額をしたときは、その減額した額は、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による所得の計算上損金に算入する。

2 前項の規定は、法人税法第十八條から第二十一條までの申告書に前項の規定により減額した帳簿価額の額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

(報告及び立入検査)

第十條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第七條第一項の特別積立金、ニッケルの生産に要した原価その他必要な事項について、指定業者から報告を徴することができる。この場

合において、指定業者が報告をせず、又はその報告が虚偽であると認められるときは、通商産業大臣は、その職員に、その事業所、営業所、工場又は倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証書を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(聴聞)

第十一條 通商産業大臣は、第五條第一項の規定による指定の取消をしようとするときは、当該指定業者に対し、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該指定業者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(不服の申立)

第十二條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による通商産業大臣の処分不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に不服の申立をすることができる。

(決定)

第十三條 通商産業大臣は、前條の不服の申立があつたときは、第十條の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

(罰則)

第十四條 第十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合において、その行為をした指定業者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

2 指定業者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その指定業者の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その指定業者に対して同項の罰金刑を科する。
但し、指定業者の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その指定業者については、この限りでない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

昭和二十六年五月二十九日印刷

昭和二十六年五月三十日発行

參議院事務局

印刷者 印刷庁